

第二段階「犯罪行為に至らない程度の行為について」の論点整理表

■ 子どもに不安を与える行為

【被害者年齢】

13歳未満の子ども

【対象行為の範囲】

- ① 何人も、道路、公園、広場、駅、興行場、遊園地、観光施設、飲食店、公衆便所その他公衆が出入りすることのできる場所(以下「公共の場所」という。)又は汽車、電車、乗合自動車その他公衆が利用できる乗物(以下「公共の乗物」という。)において、保護監督者が直ちに危害を排除できない状態にある子どもに対し、正当な理由なく、甘言を用いて惑わし、又は虚言を用いて欺く行為を規定 ⇒ 指導、勧告等を規定

- ② ①の行為を常習的に行う行為 ⇒ 罰則を検討

■ 子どもを威迫する行為

【被害者年齢】

13歳未満の子ども

【対象行為の範囲】

- 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、保護監督者が直ちに危害を排除できない状態にある子どもに対し、正当な理由なく、言い掛かりをつけ、すごむこと又は身体又は衣服等を捕らえ、進路に立ちふさがり、又はつきまとうことを対象 ⇒ 拘留若しくは科料又は罰金を規定

■ 禁止行為に係る通報

上記行為に違反したと認められる者を発見した者は、保護監督者又は警察官に通報するよう努めなければならない。この場合において、通報を受けた保護監督者は、警察官に通報するよう努めなければならない。 ⇒ 通報の努力義務を規定